

西東京市はなバス音声広告 募集要項

1 募集概要

ア 掲出開始日

ルート	掲出開始日
第1・2・3ルート	8月1日
第4北・4南ルート	2月15日

イ 掲出期間

1年間（1年ごとに継続可）

ウ 規格及び掲出料

ルート	広告媒体	規格	掲出料 (1ルート1停留所につき・ 年額・税別)
第1・2・3・4北・4南ルート	車内放送	25文字程度	40,000円／片道 80,000円／往復

※掲出料のほか、音声作成・撤去費用をご負担いただきます。

※複数ルートではなバスが運行している停留所について、複数ルートでの広告掲出を希望する場合は、ルート分の掲出料及び各費用をご負担いただきます。

※停留所によって、広告掲出が片道のみとなる停留所があります。運行事業者に事前にご確認ください。

エ 役割分担

内容	実施	費用負担
広告内容の作成	広告主	広告主
広告の録音	運行事業者	広告主
広告の掲出	運行事業者	広告主
維持管理	運行事業者	運行事業者
広告の撤去	運行事業者	広告主

2 応募資格・掲出基準

「西東京市内連絡バス広告掲出基準」及び運行事業者の社内基準に基づき審査します。

3 お申込み先

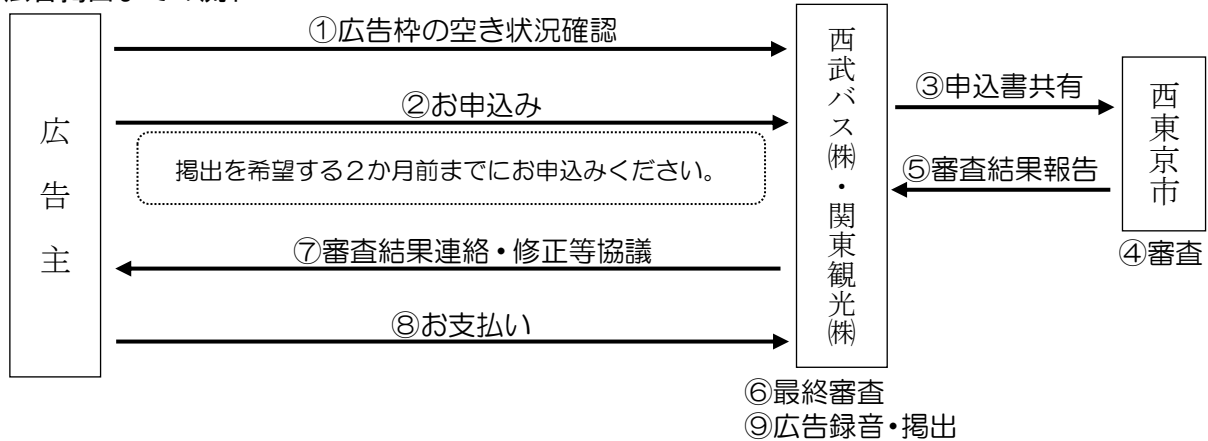
はなバスはルートごとに運行事業者が異なります。広告掲出に関するお問い合わせやお申込みは、希望するルートの運行事業者にご連絡ください。

なお、運行事業者の異なる複数ルートに広告掲出をご希望の場合は、お手数ですが両社にお問い合わせくださいますよう、お願いいたします。

第1・2・3ルート	西武バス株式会社 営業課 〒359-1180 所沢市久米546-1 TEL：04-2995-8130 メール：koukoku@seibu-bus.jp
第4北・4南ルート	関東観光株式会社営業担当 〒164-0003 中野区東中野5-23-14 TEL：03-3362-6636 メール：ad@kantokanko.co.jp

西東京市はなバス音声広告 募集要項

4 広告掲出までの流れ



5 そのほか

- (1) 同じ停留所区間にネーミングライツによる副バス停名称の車内放送や別の音声広告が入る場合があります。

6 西東京市はなバスの概要

名 称		西東京市内連絡バス「はなバス」
事業目的		地域内補助交通として、広域幹線交通や地域内幹線交通を補完し、主に公共交通空白地域から鉄道駅や公共施設等に向かう交通利便性の地域格差をなくし、利用者の利便性向上を目的としています。
募集ルート	第 1 ルート	西武池袋線保谷駅北口を起点とし、下保谷・北町地域を半時計周りに循環しているルート
	第 2 ルート	【駅間ルート】西武池袋線ひばりヶ丘駅を起点とし、公共施設と西武新宿線東伏見駅を結ぶルート 【住吉・泉町循環ルート】西武池袋線ひばりヶ丘駅を起点とし、「西東京市役所保谷庁舎」を結ぶルート。一部の運行便では、西東京市役所保谷庁舎止まりがあります。
	第 3 ルート	【駅間ルート】西武新宿線田無駅北口を起点とし、向台町・新町地域を經由し、西武新宿線東伏見駅に至るルート 【向台循環ルート】西武新宿線田無駅北口を起点とし、公共施設を結び、西武新宿線田無駅へ戻るルート
	第 4 北 ルート	西武新宿線田無駅北口を起点とし、田無町・芝久保町地域を經由、西武新宿線花小金井駅に至るルート
	第 4 南 ルート	【駅間ルート】西武新宿線田無駅北口を起点とし、芝久保運動場・西武住宅を經由、西武新宿線花小金井駅に至るルート 【折返しルート】西武新宿線田無駅北口を起点とし、芝久保運動場で折り返して西武新宿線田無駅へ戻るルート
運 行 事 業 者		西東京市内連絡バス運行協定書に基づき、以下の運行事業者による運行がなされています。 【第1・2・3ルート】西武バス株式会社（滝山営業所） 【第4北・4南ルート】関東バス株式会社（武蔵野営業所）

西東京市はなバス音声広告 募集要項

